

宮城県行政庁舎 2 階食堂運営業務に係る審査基準

1 審査

企画提案書の審査は、令和 7 年度宮城県行政庁舎 2 階食堂運営業務公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「委員会」という。）が次のとおり行う。

2 審査等の内容

各委員は、企画提案書及びプレゼンテーションを基に審査を行う。

(1) 資格審査

公募要項第 2 の応募資格の有無について、宮城県行政庁舎 2 階食堂運営業務参加申込書（様式 2 及び同添付書類）により、事務局が確認し、委員会に報告する。

(2) 一次審査

応募総数が 6 者以上となった場合には、プレゼンテーション審査に先立ち、委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーションを実施する上位 5 者を選定する。

採点評価・順位付けは(3)に規定する方法に準ずる。

(3) 企画提案書の審査

(1)により資格が確認された応募者（(2)一次審査を実施した場合には、一次審査で選定された上位 5 者）によるプレゼンテーションを行う。審査は、最高順位最多取得方式により採点するものとし、最高順位を付けた委員が同数の場合は、対象の応募者の中から採点合算方式により各委員の点数を合算し採点するものとする。審査の観点及び配点のウエイトは、「3 審査項目等」のとおりとする。

なお、提案内容に虚偽や重大な欠落等があることが確認された場合は失格とする。

(4) 出店予定者の選定

(3)の審査において、総得点が満点の 6 割以上の提案者のうち、各委員から 1 位を最も多く取得した応募者 1 者を受託候補者として選定する。

ただし、出店予定者の選定に当たり、応募者が著しく食堂業務の遂行能力及び資質等に欠けると委員会が判断した場合は、当該応募者から説明を受け、委員会の決議をもって失格とする場合がある。

3 審査項目等

2 (2) 及び(3)の審査に当たっては、以下に示す審査方法・項目・配点に基づき実施するものとする。

(1) 審査区分と採点基準

審査区分	採点基準（点）		
	5 点配点の項目	10 点配点の項目	15 点配点の項目
優れている	5	10	15
やや優れている	4	8	12
普通	3	6	9
やや不十分である	2	4	6
不十分である	1	2	3

(2) 審査項目及び配点ウエイト

審査の観点	審査項目	審査のポイント	配点
Ⅰ 安定した運営の確保	① 応募者の概要及び実績	・資本金・売上高・従業員数・経営実績 ・企業理念・事業経歴	10
	② 収益の確保	・コスト削減等 ・契約料の金額 ・収支計画との整合性はとれているか。	15
	③ 運営体制	・責任体制（緊急時の連絡体制及び責任者の配置計画等） ・従業員体制 ・有資格者の配置等 ・研修計画等 ・不測の事態への対応	15
	④ 運営に係る収支等	・収支計画 ・設備投資計画 ・主な流通体制	5
Ⅱ 安全で良質なサービスの提供	① 食堂運営に関する基本方針	・サービス提供の内容 ・業務の効率化等	10
	② 食堂利用者に対する適正なサービスの提供	・メニュー・サービス・価格が職員、来庁者のニーズに合致したもののか。 ・利用者の健康に配慮した取り組み	15
	③ 宮城県産米を使用するなど地産地消の取組への協力・貢献	・地産地消の推進	5
	④ 施設の維持管理の計画	・保守点検・清掃等の計画内容及び頻度等	5
	⑤ 安全管理・食品管理体制・健康への配慮・廃棄物減量等	・食の安全確保 ・店舗で発生する廃棄物の減量・回収・廃棄方法の工夫等	5
	⑥ 利用者の要望等への対応	・クレーム処理・要望等への対応	5
	⑦ 独自の創意工夫・サービス提案	・サービス向上 ・社会、地域への貢献	10
合 計			100

4 その他

応募が1者の場合においても資格の確認及び審査等を実施する。